

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 令和6年 —

令和7年3月

一般社団法人静岡県農業会議

はじめに

本調査結果は、市町農業委員会の協力を得て実施した「令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査」の結果を取りまとめたものです。

本調査は、昭和35年以来、全国農業会議所の企画のもと、市町農業委員会の協力を得て実施しており、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保・調整や協定賃金の作成、他産業就業対策をはじめ、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきました。

最近の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力確保の困難など、新たな問題も生じております。

今後もこれら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働状況について、一層の把握に努め、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的として当該調査を継続してまいります。

おわりに、本調査にご協力いただきました市町農業委員会に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

一般社団法人静岡県農業会議

目 次

I 調査の方法

1	調査の目的	1
2	調査の方法	1
3	調査対象市町	1
4	調査時点及び期間	1
5	調査項目	1
6	集計方法	1

II 調査結果の概要

1	水稲作一般の作業受託料金	2
2	農業臨時雇賃金	3
3	農作業受託料金・農業臨時雇賃金等に関する協定等の実施状況	4
4	農外諸賃金	
	(1) 臨時雇用(パート)賃金	5
	(2) 主要産業の恒常的賃金	5
	(3) 正規雇用賃金	6
5	農業労賃と他産業労賃との比較	6
6	農業労賃と他産業労賃の推移	8

III 調査結果諸表

1	水稲作一般の作業受託料金	1 2
2	農業臨時雇賃金	
	(1) 農作業一般	1 5
	(2) 水稲	1 8
	(3) 果樹(みかん)	1 9
	(4) 茶	2 3
3	農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)	2 5
4	農外諸賃金	2 6

調査票		2 9
-----	--	-----

I 調査の方法

1 調査の目的

農業委員会組織は、農作業受託料金や農業臨時雇賃金を中心に、農業の労働状況を把握し、政策の展開ならびに地域における農地流動化の推進等の基礎資料としている。

そこで、農業・農村における労働状況について、一層の把握に努め、適正かつ合理的な標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としている。

2 調査の方法

本調査は、(一社)全国農業会議所の企画のもとに、(一社)静岡県農業会議が市町農業委員会の協力を得て実施した。

3 調査対象市町

令和6年12月31日時点における県内全市町（35市町）

4 調査時点及び期間

令和6年12月31日を調査時点とし、令和6年1月1日から12月31日までの1年間を調査の対象期間とした。

5 調査項目

- (1) 水稲作の部分・全面作業受託料金の水準
- (2) オペレータ賃金額
- (3) 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- (4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
- (5) 市町内の農外諸賃金の水準

6 集計方法

平成22年から個々のデータについて前年と対比した変動率を算出しており、本年度の県平均の数値は前年の数値に変動率を乗じて算出した。

なお、変動の幅を表す表記は、±2%台以内は「わずか」、±3%～5%台は「やや」、±6%～15%台は「かなり」（±6%～10%台「かなりの程度」、±11%～15%台「かなり大きく」）、±16%以上は「大幅」とした。

Ⅱ 調査結果の概要

1 水稲作一般の作業受託料金

水稲作の農作業における受託料金の県平均は表－1のとおり。
このうち、農作業請負料金（個人）の推移をみたものが表－2である。
令和6年の対前年変動率の最大は「機械田植」で3.06%の増となっている。

表－1 水稲の部分作業の受託料金（個人）（円／10a）

区分			県平均
部分 作業 の 受託 料金	育苗（種子代含）	稚苗	19,748
		中苗	22,201
	耕起から代かきまで一貫		25,395
	耕起		13,789
	代かき		13,983
	機械田植（苗代別）		12,936
	機械刈り（コンバイン）		25,375
	稲刈りから乾燥・調整まで		43,691

表－2 農作業請負料金（個人）の推移（円／10a）

区分	耕起から代かきまで			機械田植 （苗代別）	機械稲刈 （コンバイン）	稲刈りから 調整まで
	一貫	耕起	代かき			
平成元年	18,719	9,243	9,033	9,277	20,178	32,245
2	18,548	9,906	9,127	9,474	19,267	31,876
3	19,992	10,451	9,308	9,345	19,733	30,419
4	19,586	10,250	9,250	9,372	19,561	30,124
5	19,720	10,418	9,269	9,459	19,636	30,231
6	19,869	10,450	9,311	9,558	19,829	31,949
7	20,338	10,621	9,413	9,635	20,570	32,794
8	20,388	10,718	9,546	9,731	20,845	33,611
9	20,508	10,833	9,635	9,854	20,954	34,079
10	20,585	11,024	9,966	10,009	21,266	35,986
11	20,725	11,413	11,208	10,062	21,317	36,599
12	20,738	11,488	11,316	10,064	21,546	36,743
13	20,826	11,675	11,533	10,141	21,698	37,179
14	21,022	11,739	11,722	10,288	21,832	37,828
15	21,100	11,895	11,722	10,313	21,832	38,150
16	21,114	11,978	11,789	10,435	21,860	38,311
17	21,587	12,175	11,824	10,562	22,074	38,772
18	21,942	12,385	11,963	10,751	22,111	40,788

19	22,317	12,618	11,964	10,989	22,749	41,173
20	22,697	12,624	12,099	11,183	22,928	41,787
21	22,774	12,453	12,050	11,136	23,409	41,702
22	22,884	12,429	12,188	11,154	23,398	41,159
23	22,882	12,379	12,119	11,174	23,463	41,123
24	22,882	12,471	12,287	11,298	23,537	41,049
25	22,986	12,454	12,384	11,321	23,539	41,566
26	23,641	12,707	12,623	11,615	23,784	42,421
27	23,621	12,703	12,609	11,601	23,765	41,756
28	23,368	12,492	12,571	11,618	23,803	41,844
29	23,602	12,643	12,616	11,710	23,893	41,865
30	23,418	12,568	12,542	11,637	23,793	41,605
令和元年	23,100	12,586	12,567	11,701	23,864	41,493
2	23,349	12,733	12,876	11,873	24,122	41,178
3	23,650	12,864	13,000	11,969	24,267	41,112
4	24,426	13,280	13,230	12,305	24,381	41,342
5	24,924	13,488	13,619	12,552	24,749	42,855
6	25,395	13,789	13,983	12,936	25,375	43,691
対前年変動率	1.89	2.23	2.67	3.06	2.53	1.95

※平成 21 年までは単純平均。平成 22 年からは前年数値に変動率を乗じて算出。

2 農業臨時雇賃金

令和 6 年の県平均の農作業別の農業臨時雇賃金と労働時間等について見たものが表-3 である。

支払総額は、男性は高い方から「水稲・機械作業補助」、「農作業一般・専門作業」、「茶・機械刈り」、の順。女性は「農作業一般・専門作業」、「茶・機械刈り」、「水稲・機械作業補助」の順となっている。

1 時間当たりの農業臨時雇賃金では、男性は「農作業一般・専門作業」が最も高く 1,592 円、女性も「農作業一般・専門作業」が最も高く 1,515 円となっている。

支払総額の対前年変動率の最大は、男性は「茶・手摘み」で、3.08%の増、女性は「農作業一般・一般・軽作業」で 3.5%の増となった。その他全体的には同額またはわずかな変動となった。

表-3 農作業別の臨時雇賃金（県平均）

（円／日，時間／日，円／時間）

区 分	農作業一般		水稲	みかん		茶		
	専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	摘果	収穫	機械刈り	手摘み	
男	現金支払額	12,619	9,068	12,717	9,945	10,671	12,198	7,841
	その他の費用	—	—	—	—	—	—	—
	支払総額	12,737	9,116	12,976	10,009	10,689	12,108	7,869
	対前年変動率	0.83	1.96	-1.2	1.71	1.89	1.35	3.08
	労働時間	8.0	8.0	8.2	7.9	7.6	7.9	8.0
	1 時間当たり賃金	1,592	1,140	1,582	1,267	1,406	1,533	984

女	現金支払額	12,067	9,121	9,498	7,912	8,206	10,831	7,564
	その他の費用	—	—	—	—	—	—	—
	支払総額	12,121	9,080	9,764	7,912	8,208	10,716	7,542
	対前年変動率	0.00	3.5	0.00	1.71	1.89	0.42	2.63
	労働時間	8.0	8.0	8.0	8.0	7.8	7.9	7.8
	1時間あたり賃金	1,515	1,135	1,221	989	1,052	1,362	967

3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等に関する協定等の実施状況

農作業受託料金や農業臨時雇賃金等の取り決め状況をみたものが表－4である。

農作業受託料金等の協定を定めている市町は、19市町（55.9%）。

協定を定めている市町のうち、内容を作業別にみると、部分農作業料金が17市町（89.5%）で定められているほか、全面農作業料金が2市町（10.5%）、農業臨時雇賃金が2市町（10.5%）となっている。

定めている機関は、農協が最も多く12市町（63.2%）。次いで市町・農業委員会が6市町（31.6%）となっている。

定められた協定賃金は「比較的守られている」が14市町（73.7%）、「非常によく守られている」が5市町（26.3%）となっている。

なお、賃金協定が定められている市町割合の推移についてみたものが表－5である。

表－4 農作業受託料金等の協定等の実施状況

項目		該当市町数	割合(%)	
協定を定めている		19	55.9%	
内容	部分農作業料金	17	89.5%	
	全面農作業料金	2	10.5%	
	オペレータ賃金	0	0.0%	
	農業臨時雇賃金	2	10.5%	
	悪条件下の作業	1	5.3%	
	その他	0	0.0%	
定めている機関	市町・農業委員会	6	31.6%	
	農協	12	63.2%	
	普及指導センター	0	0.0%	
	生産組織等	3	15.8%	
	その他	2	10.5%	
遵守状況	非常によく守られている	5	26.3%	
	比較的守られている	14	73.7%	
	あまり守られていない	20%以上高い	0	0.0%
		20%以上低い	0	0.0%
協定を定めていない		16	47.1%	

表－５ 賃金協定等が決められている市町割合の年次別推移

年	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
%	62.7	60.0	68.1	68.6	70.3	70.3	60.8	66.2	60.8	56.8	58.1	55.4
年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
%	55.4	54.0	56.2	55.1	56.2	58.3	62.1	65.5	72.5	65.5	64.9	65.5
年	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
%	60.0	60.0	57.1	60.0	57.1	57.1	54.3	52.9	52.9	50	55.9	55.9

4 農外諸賃金

(1) 臨時雇用（パート）賃金

市町内または近郊（通勤可能な範囲）における農外の臨時雇用（パート）賃金について業種別にみたものが表－６である。

賃金が高い順に、男性は「建設業」「サービス業」「製造業」の順、女性は「建設業」「シルバー賃金」「サービス業」の順となった。

変動率を見ると、男女共に「公的勤務」でかなり増加。男女共にその他はわずかな変動だった。

(2) 主要産業の恒常的賃金

市町内または近郊（通勤可能な範囲）における農外の主要産業について、30歳を基準とする男女の恒常的賃金の1日当たりの金額をみたものが表－7である。

男女共に賃金が一番高いのは「公的勤務」となった。

表－6
臨時雇用（パート）賃金

(円/日)

区 分			県平均 金額
男	業 種 別	公的勤務	8,672
		建設業	16,259
		製造業	9,420
		卸・小売業	8,953
		サービス業	9,648
		シルバー賃金	8,721
	単純平均		10,278
女	業 種 別	公的勤務	8,533
		建設業	13,023
		製造業	8,494
		卸・小売業	8,216
		サービス業	8,664
		シルバー賃金	8,928
	単純平均		9,309

表－7
主要産業の恒常的賃金（30歳基準）

(円/日)

区 分			県平均 金額
男	業 種 別	公的勤務	15,802
		建設業	—
		製造業	14,626
		卸・小売業	13,583
		サービス業	8,300
		単純平均	
	女	業 種 別	公的勤務
建設業			—
製造業			9,954
卸・小売業			9,600
サービス業			12,076
単純平均			11,364

(3) 正規雇用賃金

市町内における大工・左官・土木工・造林・伐出の1日8時間当たりの男性の正規雇用賃金をみたものが表-8である。

県平均では、「大工」が最も高く、次いで、「土木工」「左官」の順となり、全体的にかなり上昇した。全職種の単純平均は25,514円となった。

表-8 正規雇用賃金 (円/日)

区分		県平均
職 種	大工	30,853
	左官	26,740
	土木工	27,116
	造林	20,889
	伐出	21,973
単純平均		25,514

5 農業労賃と他産業労賃との比較

農業と他産業の1日当たりの労賃を比較したものが表-9であり、それをグラフにしたものが図-1である。

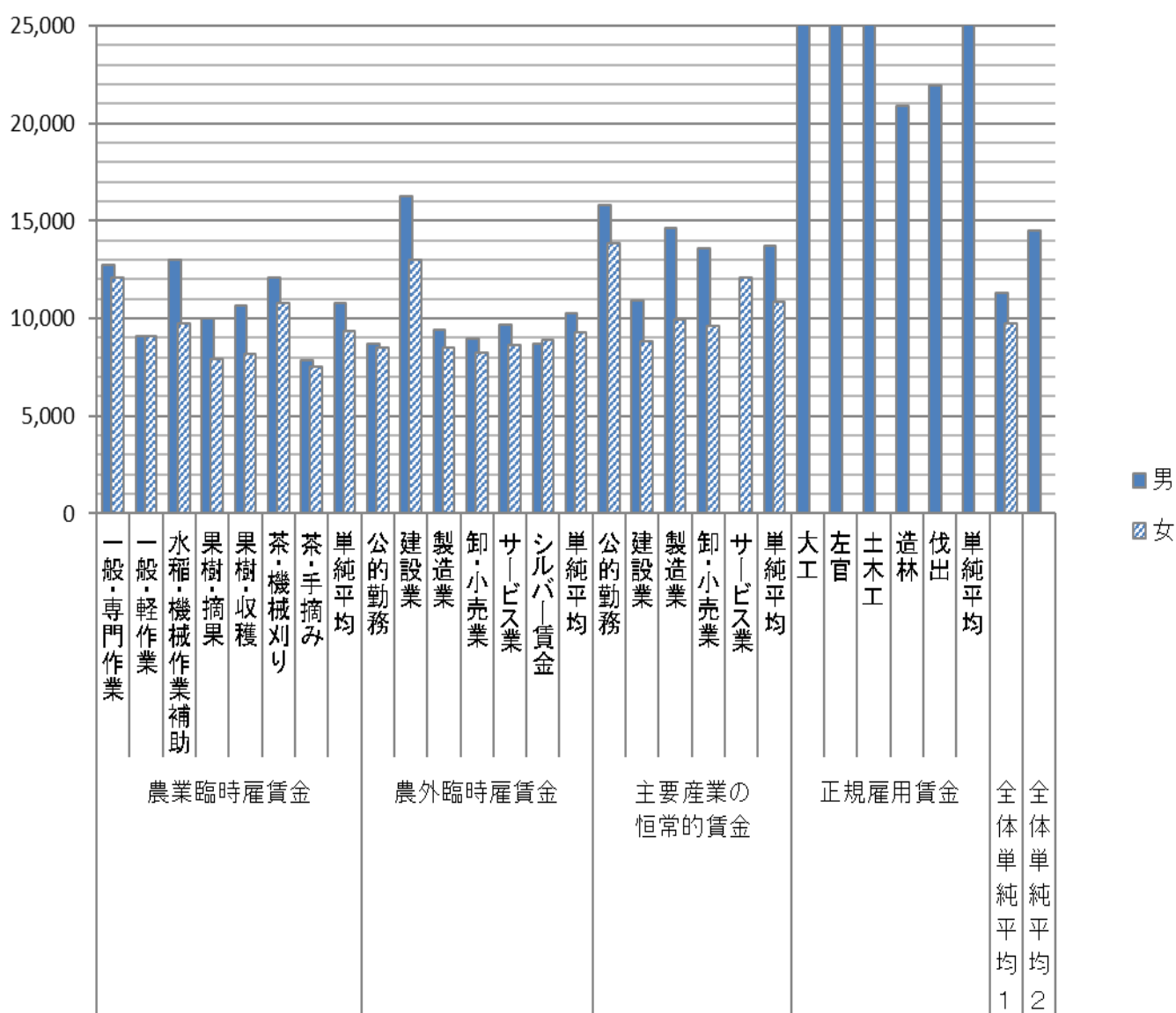
「正規雇用賃金」以外の各区分について比較してみると、男性の場合、賃金が高い順に農外臨時雇賃金・建設業(16,259円)、主要産業の恒常的賃金・公的勤務(15,802円)、恒常的賃金・製造業(14,626円)となった。

女性は、主要産業の恒常的賃金・公的勤務(13,824円)が最も高く、次いで農外臨時雇賃金・建設業(13,023円)、農業臨時雇賃金・一般・専門作業(12,121円)となった。

表-9 農業と他産業の労賃比較 (円/日)

区 分		男	女
農業臨時雇賃金	一般・専門作業	12,737	12,121
	一般・軽作業	9,116	9,080
	水稲・機械作業補助	12,976	9,764
	みかん・摘果	10,009	7,912
	みかん・収穫	10,689	8,208
	茶・機械刈り	12,108	10,761
	茶・手摘み	7,869	7,542
	単純平均	10,786	9,341
農外臨時雇賃金	公的勤務	8,672	8,533
	建設業	16,259	13,023
	製造業	9,420	8,494
	卸・小売業	8,953	8,216
	サービス業	9,648	8,664
	シルバー賃金	8,721	8,928
	単純平均	10,279	9,310
主要産業の恒常的賃金	公的勤務	15,802	13,824
	建設業	10,910	8,820
	製造業	14,626	9,954
	卸・小売業	13,583	9,600
	サービス業	—	12,076
	単純平均	13,730	10,855

正規雇用賃金	大工	30,853	—
	左官	26,740	—
	土木工	27,116	—
	造林	20,889	—
	伐出	21,973	—
	単純平均	25,514	—
全体単純平均1（正規雇用賃金除く）		11,300	9,751
全体単純平均2（正規雇用賃金含む）		14,530	—



図－1 農業と他産業の労賃比較（円／日）

6 農業労賃と他産業労賃の推移

昭和 35 年以降の男性の農業労賃、恒常的・臨時日雇賃金、大工、左官、造林を除く農外諸賃金の推移をみたものが表－10、農業労賃と他産業労賃の年次別指数(昭和 50=100) をみたものが表－11、表－10 をグラフにしたものが図－2、である。

表－10 農業労賃と他産業労賃の年次別推移 (男性) (円/日)

年次	農業労賃			主要産業の恒常的賃金		農外諸賃金	
	田植 (手植え)	果樹収穫 (みかん)	茶 手摘み	恒常的 雇用	臨時日雇 賃金	伐出	土木工
昭和 45	1,924	1,791	1,775	2,073	1,857	2,742	2,385
46	2,187	1,979	1,783	2,296	2,136	3,100	2,534
47	2,431	2,222	2,207	2,583	2,387	3,553	2,839
48	2,767	2,570	2,325	3,061	2,876	4,460	3,500
49	3,360	3,184	3,030	3,923	3,560	5,403	4,539
50	3,753	3,509	3,514	4,549	4,025	6,500	5,070
51	4,226	3,801	3,650	5,660	4,526	6,740	5,712
52	4,532	4,255	3,733	5,891	4,704	6,875	6,118
53	5,069	4,679	3,975	6,432	4,951	7,260	6,606
54	5,409	4,767	4,302	6,885	5,136	8,159	7,091
55	5,612	5,104	4,522	7,630	5,599	8,752	7,805
56	5,925	5,315	4,572	8,958	6,140	9,201	8,379
57	6,319	5,449	4,683	9,438	6,292	9,386	8,643
58	6,565	5,652	4,425	9,582	6,336	9,770	9,123
59	6,677	6,144	4,719	10,009	6,379	10,011	9,456
60	7,100	6,247	4,824	10,433	6,413	10,209	9,529
61	7,126	6,558	4,867	10,601	6,409	10,712	9,754
62	7,137	6,611	4,925	11,161	6,633	11,278	10,080
63	7,184	6,650	5,044	11,345	6,755	11,564	10,496
平成元	7,542	7,020	5,188	11,665	6,965	11,951	10,861
2	7,343	7,073	5,227	(注 1)10,341	6,663	12,901	12,108
(注 2)3	7,255	7,027	5,389	11,079	7,233	12,981	12,938
4	7,965	7,460	6,039	10,802	7,347	13,837	13,929
5	8,141	7,547	6,147	11,456	7,528	14,865	14,788
6	8,714	8,140	6,418	11,834	7,684	15,186	15,289
7	9,091	8,356	6,782	12,092	7,838	15,406	15,643
8	9,318	8,356	7,060	12,513	7,972	15,724	16,161
9	9,792	8,528	7,266	12,511	8,042	16,292	16,376
10	9,900	8,982	7,595	13,331	8,153	16,533	16,967
11	10,433	9,163	8,125	13,432	8,233	16,708	16,976
12	10,763	9,163	8,250	13,466	8,330	16,757	17,053
13	9,733	9,214	7,433	13,586	8,224	16,862	17,085
14	9,733	9,462	7,250	13,567	8,319	16,873	16,854
15	10,075	9,591	7,438	13,373	8,281	16,866	16,665
16	8,600	9,722	6,929	13,410	8,379	16,939	16,761
17	8,600	9,650	6,957	13,541	8,415	17,049	16,931
18	—	9,858	7,083	13,027	8,530	17,588	16,650
19	—	9,788	7,175	12,488	8,614	17,599	16,761
20	—	9,883	6,813	12,825	8,391	16,786	16,560
21	—	9,883	6,561	12,904	8,265	16,708	16,233
22	—	9,883	6,482	12,976	8,279	16,535	16,059
23	—	10,081	6,522	13,149	8,358	16,431	16,025

24	—	9,752	6,563	13,121	8,344	16,396	16,030
25	—	9,974	6,615	12,999	8,579	16,803	17,059
26	—	10,123	6,719	13,249	8,622	17,249	18,108
27	—	9,902	6,790	13,290	8,741	17,415	18,292
28	—	9,985	6,810	13,693	8,887	17,974	18,854
29	—	10,097	6,830	14,116	8,909	18,177	19,384
30	—	10,036	6,911	14,340	9,083	18,230	19,481
令和元	—	10,105	7,057	14,473	9,180	18,485	19,863
2	—	10,167	7,241	15,299	9,371	18,646	20,081
3	—	10,277	7,261	15,045	9,688	18,676	20,193
4	—	10,339	7,487	14,694	9,910	20,361	22,033
5	—	10,491	7,634	15,712	10,194	20,102	23,412
6		10,689	7,869	16,545	10,590	21,973	27,116

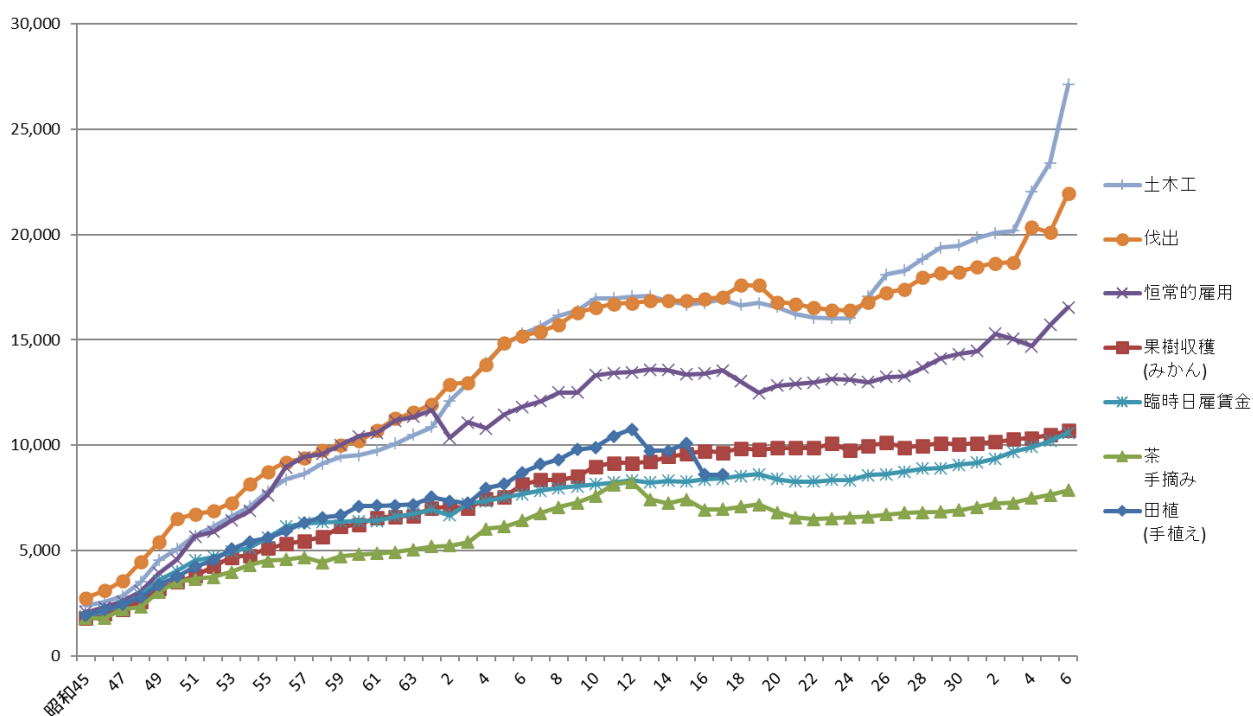
(注 1) 恒常的雇用は平成 2 年から 30 歳前後のみとなっている。

(注 2) 平成 3 年からは前年数値に変動率を乗じて算出している。臨時日雇賃金はシルバー賃金を除く 5 つの業種（公的勤務、建設業、製造業、卸小売業、サービス業）の平均値。

表－ 1 1 農業労賃と他産業労賃の年次別指数（昭和 50=100）（%）

年次	農業労賃			主要産業の恒常的賃金		農外諸賃金	
	田植 (手植え)	果樹収穫 (みかん)	茶 手摘み	恒常的 雇用	臨時日雇 賃金	伐出	土木工
昭和 45	51.3	51.0	50.5	45.6	46.1	42.2	47.0
46	58.3	56.4	50.7	50.5	53.1	47.7	50.0
47	64.8	63.3	62.8	56.8	59.3	54.7	56.0
48	73.7	73.2	66.2	67.3	71.5	68.6	69.0
49	89.5	90.7	86.2	86.2	88.4	83.1	89.5
50	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
51	112.6	108.3	103.9	124.4	112.4	103.7	112.7
52	120.8	121.3	106.2	129.5	116.9	105.8	120.7
53	135.1	133.3	113.1	141.4	123.0	111.7	130.3
54	144.1	135.9	122.4	151.4	127.6	125.5	139.9
55	149.5	145.5	128.7	167.7	139.1	134.6	153.9
56	157.9	151.5	130.1	196.9	152.5	141.6	165.3
57	168.4	155.3	133.3	207.5	156.3	144.4	170.5
58	174.9	161.1	125.9	210.6	157.4	150.3	179.9
59	179.9	175.1	134.3	220.0	158.5	154.0	186.5
60	189.2	178.0	137.3	229.3	159.3	157.1	187.9
61	189.9	186.9	138.5	233.0	159.2	164.8	192.4
62	190.2	188.4	140.2	245.8	164.8	173.5	198.8
63	191.4	189.5	143.5	249.4	167.8	177.9	207.0
平成元	201.0	200.1	147.6	256.4	173.0	183.9	214.2
2	195.7	201.6	148.7	227.3	165.5	198.5	238.8
3	193.3	200.3	153.4	243.5	179.7	199.7	255.2
4	212.2	212.6	171.9	237.5	182.5	212.9	274.7
5	216.9	215.1	174.9	251.8	187.0	228.7	291.7
6	232.2	232.0	182.6	260.1	190.9	233.6	301.6
7	242.2	238.1	193.0	264.3	194.7	237.0	308.5
8	248.3	245.2	208.0	275.1	198.1	241.9	318.8
9	260.9	243.0	206.8	275.0	199.8	250.6	323.0
10	263.8	256.0	216.1	293.1	202.6	254.4	334.7

11	278.0	261.1	231.2	295.3	204.5	257.0	334.8
12	286.8	261.1	234.8	296.0	207.0	257.8	336.4
13	259.3	262.6	211.5	298.9	204.3	254.4	351.4
14	259.3	269.6	206.3	298.2	206.7	259.6	332.4
15	268.4	273.3	211.6	293.9	205.7	259.4	328.6
16	229.1	277.1	197.2	294.8	208.2	260.6	330.6
17	229.1	275.0	198.0	297.7	209.1	262.3	333.9
18	—	280.9	201.6	286.4	211.9	270.6	328.4
19	—	280.9	204.2	274.5	214.0	270.8	330.6
20	—	281.6	193.8	281.9	208.4	258.2	326.6
21	—	281.6	186.7	283.6	205.3	257.0	320.1
22	—	281.6	184.4	285.2	205.6	254.3	316.7
23	—	287.3	185.6	289.0	207.6	252.8	316.1
24	—	277.9	186.8	288.4	207.3	252.2	316.1
25	—	284.2	188.2	285.7	213.1	258.5	336.5
26	—	288.5	191.2	291.2	214.2	265.4	357.1
27	—	282.2	193.2	292.2	217.2	267.9	360.8
28	—	284.6	193.8	301.0	220.8	276.5	371.9
29	—	287.7	194.4	310.3	221.3	279.6	382.3
30	—	286.0	196.7	315.2	225.7	280.5	384.2
令和元	—	288.0	200.8	318.2	228.1	284.4	391.8
2	—	289.7	206.1	336.3	232.8	286.9	396.1
3	—	292.9	206.6	330.7	240.7	287.3	398.3
4	—	294.6	213.1	323.0	246.2	313.2	434.6
5	—	299.0	217.2	345.4	253.3	309.3	461.8
6	—	304.6	223.9	363.7	263.1	338.0	534.8



図－2 農業労賃と他産業労賃の年次別推移（男性）（円／日）